

# 令和9年度から都市計画税の税率を改正します

問 都市計画税の課税内容に関すること 税務課固定資産税係 ☎95-9879  
都市計画税の用途に関すること 財政課財政係 ☎95-9869

都市計画税とは、都市計画道路、公園、下水道整備などの都市計画事業又は土地区画整理事業に必要な費用の一部を負担してもらうことを目的とした目的税で、原則市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者にかかる税です。

## ▼税率の改正

平成19年度に市民の皆さんの負担軽減のため、都市計画税の税率を0.3%から0.25%に引き下げました。しかし、今般の財政状況から、近隣市の状況を参考に都市計画事業などにかかる費用を確保するため、都市計画税の税率を令和9年度より0.3%へ改正します。

令和8年度の課税明細書内にある都市計画税課税標準額に0.05%を掛けた額が、令和9年度における大まかな都市計画税の増額分です。ただし、令和9年度は評価替え実施年度となるため、実際の税額とは異なる場合があります。評価替えについて、詳しくはホームページを確認してください。

## ▼都市計画税の用途状況

令和6年度は都市計画税を次の事業に充てています。

(単位：円)

事業区分	事業費	充当額
街路事業	239,108,918	3,301,339
下水道事業	584,853,000	356,506,526
地方債償還額（都市計画事業関連）	1,338,747,113	815,736,942
計	2,162,709,031	1,175,544,807

引き続き、下水道事業や地方債償還に充当するとともに将来的に実施される都市計画事業、土地区画整理事業などに活用します。

## いいよね！自分でできる介護予防 遊友の会 入会者募集



問 高齢介護課地域支援係 ☎95-9890

遊友の会は、65歳以上の方が主役の「元気づくりの会」です。脳活性化ゲーム、体操、レクリエーションなどを通じて、みんなで笑い、楽しく過ごすことで元気を目指す介護予防の取り組みの一つです。

市内7会場にある遊友の会では、新規入会者を募集しています。「あたまも、からだも、こころも元気になろう！」をキャッチフレーズに、一緒に活動しませんか。見学・参加を希望する人は各会担当の地域包括支援センターへ電話してください。

	とき	ところ	問い合わせ先
みなわ会	第1・3金曜日 13時30分～15時	福祉センターあいくる	碧南社協地域包括支援センター ☎46-3840
さくら会	第1・3木曜日 13時30分～15時	碧南社協地域包括支援センター 西端出張所（宮下住宅地内）	
なでしこ会	第2・4水曜日 13時～14時30分	東部市民プラザ	碧南東部地域包括支援センター ☎93-4585
わかば会	第2・4水曜日 13時30分～15時	中部公民館	
元気いきいき会	第2・4木曜日 13時～14時30分	文化会館	碧南南部地域包括支援センター ☎46-5282
浜友会	第2・4火曜日 9時30分～11時	大浜まちかどサロン	
友楽会	第2・4金曜日 13時30分～15時	棚尾公民館	